

2012年11月2日 改訂
2008年4月1日 改訂
2005年11月9日 改訂
2005年6月11日 制定

コンクリート構造物の補修，補強，アップグレードシンポジウム

表彰規程

(総則)

第1条 本規程は、コンクリート構造物の補修，補強，アップグレードシンポジウム最優秀論文賞（英文名：Award for the Best Paper in the JSMS Symposium on Concrete Structure Scenarios，以下 最優秀論文賞），コンクリート構造物の補修，補強，アップグレードシンポジウム優秀論文賞（英文名：Award for Papers in the JSMS Symposium on Concrete Structure Scenarios，以下 優秀論文賞），およびコンクリート構造物の補修，補強，アップグレードシンポジウム優秀報告賞（英文名：Award for Reports in the JSMS Symposium on Concrete Structure Scenarios，以下 優秀報告賞）について定める。

(対象)

第2条 最優秀論文賞は，論文の著者を対象として授与する。

2 優秀論文賞および優秀報告賞は，若手研究者，若手技術者を対象として授与する。具体的には，コンクリート構造物の補修，補強，アップグレードシンポジウム（以下，シンポジウム）の開催年4月1日現在で，40歳未満の者を対象とする。

第3条 最優秀論文賞は，コンクリート構造物の補修，補強，アップグレード論文報告集（以下，論文報告集）に掲載された論文のうち，その内容が最も優れているものに対して，その著者全員に授与する。

第4条 優秀論文賞は，論文報告集に掲載された論文のうち，内容が優れ，かつ，シンポジウムにおける発表が優れているものに対して，その発表者に授与する。なお，代理発表者は授与の対象としない。

第5条 優秀報告賞は，論文報告集に掲載された報告のうち，内容が優れ，かつ，シンポジウムにおける発表が優れているものに対して，その発表者に授与する。なお，代理発表者は授与の対象としない。

(賞の内容)

第6条 最優秀論文賞，優秀論文賞および優秀報告賞の受賞者には，賞状および副賞を授与する。

(審査方法)

第7条 最優秀論文賞の選考は，論文報告集編集委員長が指名する相当数の最優秀論文賞選考担当が，論文の審査段階で査読者が行なった結果を基に審査する。

2 優秀論文賞の選考において，論文の内容に関する審査は，論文の審査段階で査読者が行ない，発表についての審査は，シンポジウムにおいて当該論文の発表が行われるセッションの座長が行なうものとする。

3 優秀報告賞の選考において、報告の内容に関する審査は、報告の審査段階で査読者が行ない、発表についての審査は、シンポジウムにおいて当該報告の発表が行われるセッションの座長が行なうものとする。

(表彰)

第8条 最優秀論文賞、優秀論文賞および優秀報告賞の発表は、シンポジウムの閉会式中に行なう。

(改定)

第9条 本規程の改定については、補修、補強、アップグレードシンポジウム実行委員会が承認するものとする。